

第 7 回協議会資料

1. 第 6 回協議会の結果	1
2. 自然再生全体構想案（素案）について	2
・ 自然再生全体構想（修正原案）に関するアンケート結果	2
3. 今後の進め方	6
(1) 自然再生協議会全体スケジュール	6
(2) 第 8 回協議会の進め方（案）	6
4. 参考資料	7
・ 第 2 回霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関する勉強会・懇談会の報告	7
・ 自然再生全体構想（修正原案）に関するアンケート結果原文	8

平成 17 年 10 月 2 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第6回協議会の結果

(1) 日時

平成17年7月23日(土) 13:00~16:00

(2) 会場

国民宿舎水郷 多目的大ホール

(3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第5回協議会の結果
- (3) 自然再生全体構想(原案)について
 - ・自然再生目標(承認済)
 - ・事業内容(修正案)
 - ・役割分担(修正案)
- (4) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第7回協議会の進め方(案)

(5) 閉会

(4) 議事要旨

1. 自然再生全体構想(原案)について

委員の変更について承認する。

自然再生目標の配慮事項「自然と人の暮らしの共存」は、堤脚水路の形態や農地の存在状況を確認した結果、変更なしとする。

自然再生目標の配慮事項「きれいな水の再生」の説明文章を最大2行にする範囲内で文言の修正案を事務局で作成し、次回提示する。

各主体ごとの役割分担の文章、及び、役割分担表に「計画立案」を追加し、全委員が計画立案に参加する形に修正する。

役割分担表は、専門家の「施工」「環境管理」「環境モニタリング」欄の「助言」を「 」に修正する。

自然再生事業の進め方のフローを全体構想に追加する。

全体構想(原案)についての意見を、アンケート形式で委員から募集する。

2. 今後の進め方

協議会での意見、及び全体構想についてのアンケート結果を基に事務局が修正した「自然再生全体構想案(素案)」を次回協議会開催前に委員に送付する。

次回第7回協議会は、10/2(日)に茨城県環境科学センターにて開催する。現地を見る時間を設けるとともに、事前に配布した自然再生全体構想案(素案)について協議を行う。

9/11(日)に霞ヶ浦環境科学センターにて第2回霞ヶ浦の湖岸環境に関する勉強会を開催する。講師は東京大学西廣氏で、霞ヶ浦における湖岸植生の現況と変遷等についての話題提供と質疑応答を行う。

(5) 参加者

協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		3名	
公募委員	団体	4名	20名
	個人	16名	
地方公共団体	茨城県	6名	8名
	土浦市	1名	
	かすみがうら市	1名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1名	2名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1名	
合計		33名	

その他

所属等		参加人数	
オブザーバー	環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所	1名	
傍聴者	一般、マスコミ	10名	
行政機関等	土浦土地改良事務所	1名	



第6回自然再生協議会の様子

2. 自然再生全体構想（原案）について

・自然再生全体構想（修正原案）に関するアンケート結果

○… 採用
△…一部採用
×… 不採用

全体構想(修正原案)に対する意見集計表 (アンケート回答を各該当ページごとにソート)

章	節	修正原案 ページ	NO.	回答原文 意見NO.	修正意見 ※()は集計用のナンバーで「アンケート回答原文」に対応	対応
全体について (構成等)			1	(33-1)	「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業」とあり事業の意味を明確に大きく社会に貢献するような仕事と入れてはどうか？	×:事業の意味は、素案冒頭の「全体構想作成にあたって」に記述済
			2	(37-1)	<p>全体構想については、原案ではまだ枠組みがしっかりできていないようです。まず、枠組みをしっかり作ってから、個別の記述を充実させるのがよいと思います。案を以下に示します(このようにしないといけない、というものは決してありません。) 「全体構想」は大切ですので、原案を協議会で議論できるように、できたら十分に時間をかけて原案を作りたいたいものです。また、私自身は、iiで事務局が赤線で削除された文章は、どうして削除するのかわかりません。場合によっては、見直しをすることは必要で重要なことではないでしょうか。(新・生物多様性国家戦略でさえ、5年後には見直すことになっています。)事務局は、全体構想ができないと、施工に入れない。そのために、全体構想を急いで作らないと、と考えておられるのかもしれませんが、おおむね、協議会で目標像についてのコンセンサスが得られておれば、それに背かないような形で施工計画を平行して作っていくことは可能なのではないのでしょうか？かえって、時間がなかったために、不十分な硬直化した(変更や見直しができないようになります)全体構想をつくってしまい、今後、それにしぼられていくとよくないと思います。霞ヶ浦の自然再生は、今後数十年単位の時間単位で取り組んでいかなければいけない課題です。私自身は、ここで急いでも、仕方がないと思っていますが、行政側で急ぐ理由などがあるのなら、協議会で説明していただければ納得しやすいと思います。また、全体構想は1年くらいの年月をかけて、文章にしていこうとしても、私はいいと考えています。なぜなら、この文章は後の世代に残るものであるし、霞ヶ浦の自然再生は、何よりも、将来世代のために行われるものだと思うからです。ここで、霞ヶ浦の環境を協議会として総括して、皆さんで現状や課題を学習し、問題点を共有しておくことは(これまでのように、行政任せではなく)霞ヶ浦にとって、とてもよいことだと思います。こういうことができる場を提供した、という点で国土交通省霞ヶ浦工事事務所は評価されるべきだと思います。(協議会では、その発言からメンバーのアタリがきつくて、心が痛みます。自然再生は人間関係の再生でもあるので、そのうちよくなるのではないかと考えています。)</p> <p>1章:自然再生の取り組みに至る経緯と背景 ①霞ヶ浦の概要-p.1-3に書かれていることなど。 ②霞ヶ浦の自然環境についての課題-p.5-7に書かれていることなどは、必ずしも田村・沖宿・戸崎地区だけのことではないように思います。植生群落面積の減少の記述は、ここに移してはどうでしょうか？ また、霞ヶ浦の自然環境についての課題については、ここに書かれているだけでは、不十分で、流域の土地利用の変遷、汚濁削減がうまくいっていないことや、下流の水需要のために水位を保たなければいけない状況、開発事業で行ってきたことなど、漁業のやり方などが変わってきたこと、コイヘルベスがおこったこと、白濁化の問題なども、書き込まないといけないのではないのでしょうか。 ③霞ヶ浦とその周辺地域の環境保全の取り組み-これまで、国土交通省で取り組んできたことなどもかかれてはどうか？たとえば、緊急避難による湖岸の植生の再生などは、霞ヶ浦の歴史に残る事業だと思います。また、いくつかのNPO法人の活動(霞ヶ浦の自然環境保全にかかわる)なども、書いておきたいと思っています。</p> <p>2章:自然再生の対象となる基本的な考え方 iiiで書かれていることなどがここに入ります。 3章:自然再生の対象となる区域 ①基本的な考え方 ②対象範囲 p.4 4章:自然再生の目標 ①目指す姿:自然再生全体目標で書かれているはじめ3行は、目標ではないのでここに書けばいいと思います。 ②目標:目標というからには、達成可能で具体的なものが書かれるべきだと思います。p.14は意味のないページですね?いらぬのではないのでしょうか？ 5章:目標達成のための施策と評価の方法 個別目標ごとに、それを達成するための施策と評価の方法を述べる。たとえば、「多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する。」という目標を達成するためには、悪影響が懸念される外来生物の個体数を減らす、植生群落(ヨシ?)の現状面積が維持されるようにする、湖岸近くの未利用地を霞ヶ浦との連続性を確保した湿地に復元する、絶滅危惧種の生育・生息を助けるような環境、など、より具体的な記述が必要でしょう。 6章:役割分担 別資料にて要綱・細則、構成員、文献などを記す。</p>	<p>×:事業の意味は、素案冒頭の「全体構想作成にあたって」に記述済</p> <p>・全体構想について 一全体構想策定にあたり、全体目標・個別目標等の議論を時間をかけて行ってきたと認識している。また、事業の概要や、役割分担については、今後の実施計画を策定する上で多様な発想に対応出来るように協議会の中であえて具体的な表現とせず、方向性を示すように工夫してきた経緯がある。</p> <p>・全体構想について(構成等) 一全体構想は、2分冊構成とし、構想を作成する上での概念的な事項及び法定事項で定めるべき事項を本編に、霞ヶ浦の概要と事業地区の歴史の変遷や概要をとりまとめる『参考資料編』の構成で考えています。</p>
	目次		1	(2-1)	「目次」の最上段:「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区の位置」は、トル。	○
序文	はじめに	ii (素-i)	1	(5-1)	iiページ:見え消しになっている「なお、…するものとする。」は残すべきだと思います。	×:全体構想の修正は行わないため、対象文を削除
			2	(6-1)	iiページ:削除2本線部分は、必ず残してください。この部分で新たに削除された部分が、今回の根本的な自然再生法での趣旨であります。見て試す方式の原点であります。	
			3	(16-1)	iiページ:はじめに:本エリアの自然環境再生は、当会より平成13年12月、当時の工事事務所あて「湖岸整備に関する要望書」を、各団体及び土浦市等と協議の上提出したのを始め、各種取り組みの成果であると認識している。今後の維持管理の上からも「地元住民の要望」である事を、文中に明記してもらいたい。又、環境科学センターのための事業化という論は、極めて遺憾であり、この点は協議会上も発言しているはずです。	×:事業のきっかけは「地元住民の要望」の他、様々な要因によるため、あえて地元住民の要望のみ記述はしない
			4	(49-1)	はじめに:5行目(個別目標のバランスを反映させるために追加):多様な自然環境を再生すると共に、人と湖のつながりの再生をはかり、茨城県の霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等として活用～	○:「人と湖のつながりの再生をはかり」を文中に追加
			5	(49-2)	はじめに:下から2行目(語句補正):当協議会との十分な協議の結果に基づいて～	×:全体構想の修正は行わないため、対象文を削除
			6	(57-1)	iiページ:「第八条の規定により」→「第8条の規定により」横書きの場合、条項は算用数字を使うと思います。	×:環境庁パンフは横書きで慣用数字

表中「修正原案ページ」欄の()は、自然再生全体構想案の対応するページを示す。なお、「素」は素案、「参」は参考資料を示す。

○… 採用
△… 一部採用
×… 不採用

章	節	修正原案ページ	NO	回答原文意見NO	修正意見 ※()は集計用のナンバーで「アンケート回答原文」に対応	対応
自然再生の基本的な考え方	iii (案-ii)		1	(5-2)	iiiページ:自然再生推進法の考え方に基づいていることを明確にするとともに、協議会メンバーで基本理念の共有化を図るためにも残すべきだと思います。	○:「素案」冒頭に入れる
			2	(6-2)	iiiページ:この頁も残して下さい。趣旨の見直しは重要です。	○:同上
第1章	第1節	P1 (参-1~16)	1	(5-3)	第1節(1ページから) ・当時業の必要性を伝えるためにも重要な節であり、内容をさらに充実させるべきだと思います。また、原案では問題点を明らかにするという視点が欠けているため、事業の必要性が示せていないと思います。動植物、地形、水質といったそれぞれの項目について、過去からの変遷、現状、変化の原因に対する分析、今後解決が望まれる課題を明確にすべきだと思います。また、「人と湖のつながり」「護岸景観」についても、変遷、現状、今後の課題を記述すべきだと思います。作成作業等にはご協力いたしますので、ぜひご検討ください。これらを踏まえ、見出しには「霞ヶ浦の概要」から「霞ヶ浦の変遷と現状」とすべきだと思います。 ・構成に関わることで、原案で第3節に入られている内容のうち、霞ヶ浦全体の湖岸環境に関わる部分は第1節に含め、第3節は事業対象地区の説明を述べることに特化させたほうが良いと思います。 ・第1節では、霞ヶ浦の動物相、植物相、植生帯の規模・分布についても述べるべきです。原案で第3節(1)にある内容をこの節に移すとともに、河川水辺の国勢調査、開発事業モニタリング、その他の個別の研究の成果を加えて内容を充実させるべきだと思います。また植生帯の衰退原因については「霞ヶ浦の湖岸植生帯保全のための緊急対策」の検討委員会での整理(委員会資料にあります)が参考になるとと思いますので、これを引用・加筆して活用すると良いと思います。	○:素案の本文以外の「霞ヶ浦の概要」(歴史や地形の変遷など)は別冊の参考資料とさせていただきます。今後、必要に応じて内容の充実を図っていきます。
			2	(5-9)	地形の変化に関する記述を加えるべきではないでしょうか。平井先生が勉強会で提供していただいた内容を加えるべきだと思います。	
			1	(16-2)	P1: (1)概要 現況を表すには霞ヶ浦総合開発事業(常陸川水門を含めて)を明記すべき。治水・利水を考慮するためにも。	
			2	(16-3)	P1: (2)歴史 近世の歴史は塩分減少の歩みという面あり、内海(湾)より汽水湖さらに淡水湖と変化している。淡水湖には常陸川水門閉鎖後、近年のことです。	
			3	(2-2)	P1: 中ほどの※以下の文章:「です、ます」→「で、ある」体に。	
			4	(65-1)	P1: 流域の概要 8・9行目 霞ヶ浦は…深いところで水深7m… → 西浦7m、北浦10m。理科年表等、公表されている資料で確認して下さい。	
			1	(5-4)	P2 (4)流域人口の推移については、最新のデータまで加えて示すべきです。またグラフを見る限り「増加傾向」というよりも「最近10年間は頭打ち」のように見えます。適切な記述に改める必要があると思います。	
			2	(5-5)	P2 (5)流域の主な産業と土地利用について、「近年の傾向としては、…減少してきている。」という記述だけでなく、具体的な経年データを示すべきだと思います。	
			3	(5-6)	P2 霞ヶ浦の漁業の変遷と現状についての記述をさらに加えるべきだと思います。	
			4	(23-1)	P2 (5)流域の主な産業と土地利用の後段の漁業に関する記述:現時点ではコイの養殖業はコイヘルペスのため絶滅しているのでは!!!	
			5	(49-3)	P2: 下から6行目(漁業について修正検討):コイ養殖業については、KHVIによる事業の中断、廃業などがあるので、業業の現状を的確に表現する必要がある。	
			6	(57-2)	P2:「コイも養殖業などが霞ヶ浦を代表する産業となっている」という表現は、コイヘルペスでコイの養殖業が壊滅的な状況で、語弊があるのではないのでしょうか?	
			7	(61-1)	P2: (5)主な産業と土地利用 「さらに — 代表する産業となっている。」を、「さらに全国湖沼で第5位の漁獲量の水産業などが霞ヶ浦を代表する産業となっている。」に修正してはどうか。	
			8	(61-2)	P2の円グラフ中の総漁獲量2,063tはH13のデータであるので、1,422tに訂正して下さい。比率などはOKです。	
			1	(2-3)	P3(8)「YP+2.00m」の説明が必要では? Ex.Y.P.+2.00m(=T.P.+1.16m), or「平均湖水位」より1.00m以上の, or「管理水位YP+1.10m」など	
			2	(2-4)	P3 下の図:説明文にあわせて、CODの変化のみ(orを強調する)	
			3	(5-7)	P3 (7)流域の早魃(塩害)については、早魃(濁水?)の状況に関する説明と、塩害に関する説明を分け、さらに充実させるべきだと思います。	
			4	(5-8)	P3 (8)水質の推移についてはCOD以外の水質指標についても変遷と現状を示すべきだと思います。その際には国土交通省のデータだけでなく、国立環境研究所などのモニタリングデータも活用すると良いと思います。	
5	(16-4)	P3: 早魃と塩害は別です。				
6	(23-2)	P3 (6)流域の洪水の前段、霞ヶ浦の洪水の原因の表現は古いのでは:この為「常陸川逆水門」の建設や常陸利根川の改修が行われたのでは!!!				
7	(49-4)	P3 下から2行目(最新のデータ記載):平成16年には7.9mg/l				
8	(62-1)	P3: (7)最後に以下の文を追加してはどうか。 「その後、昭和38年に(利根川からの塩水遡上と洪水を防止するために)常陸川水門が建設されて以来、塩害は発生していない。」 理由: S30年ころの話は、50年も前のことなので、その後の対策でどうなったかを示した方が良いでしょう。それでない、今も塩害が発生しているように受け取られる。				
9	(62-2)	P3: (8)…その後植物プランクトンの種の変化等の要因により悪化し、…の部分、①「その後は改善傾向になく、」というような文に直すか、②植物プランクトンの種の変化の要因を具体的に書いてはどうか。 理由①水質の悪化が植物プランクトンのせいのように受けとられる。植物プランクトンの増殖はあくまでも結果であって、原因ではないので。 理由②植物プランクトンの種が変化するとなぜCODが悪化するのか、不明である。とても悪い植物プランクトンが発生しているように受け取られる。「ミクロキスティス・オシラトリ・フォルミディウムに変化し、周年増殖する種主体になったためCODも周年低下せず、年平均値が大きくなった。」ということでしょうか。それにしても「悪化」という表現は強すぎるのではないのでしょうか。				
10	(65-2)	P3: 塩害、特にS33年の被害は…、魚類の死滅… → 「死滅」という単語はきつい。「魚類への影響」とか「淡水魚の浮上」とか文言の見直し。				
11	(69-1)	P3: (6)の前半と(7)は過去の状況です。現状もそうであるかのような誤解を与える可能性があります。そこで、北利根川の改修と常陸川水門の建設を記述し、状況の変遷と現状について示してはどうでしょうか?				
第2節	P4(案-1)	1	(2-5)	P4(1)「自然再生の対象となる地区」→「～とする地区」	○	
		1	(2-6)	P5(2)「地形図」→「旧版地形図」	○	
		2	(2-7)	P5 囲みの中:「西浦では…左岸中央…」、「…右岸と左岸…」が、一般にはわかりにくいので、図中に「右岸」、「左岸」を入れるか「左岸(東岸の南側)」のように方位も入れて説明する。	○	

表中「修正原案ページ」欄の()は、自然再生全体構想案の対応するページを示す。なお、「素」は素案、「参」は参考資料を示す。

章	節	修正原案ページ	NO.	回答原文意見NO.	修正意見 ※()は集計用のナンバーで「アンケート回答原文」に対応	対応
						○…採用 △…一部採用 ×…不採用
	第3節	P5 (参-18)	3	(5-10)	P5: 霞ヶ浦全体の現状と課題(これらについては第1節で述べる)を踏まえ、この事業の位置づけ(霞ヶ浦全体・流域全体で取り組む必要がある大きな課題の中でこの事業の意味づけ)を述べる節を、第2節の冒頭に加えるべきだと思います。 ・ヨシ原(陸域)とヨシ原(水域)とはどのような区別なんでしょうか？ ・「ヨシ原」としているのは「抽水植物帯」の方が適切ではないでしょうか？根拠としているデータが良く分からないので判断できませんが。 ・抽水植物帯・ヨシ原だけでなく、浮葉植物・沈水植物の変遷と現状についても述べるべきだと思います。 ・魚類相、漁獲、魚類以外の動物データなどについても、なるべく調べて記載したほうが良いと思います。	△: 事業の意味は、素案冒頭の「全体構想作成にあたって」に記載 ・ヨシ原の区分は国土地理院のヒアリングを基に記載。 ・データの追加は、今後の実施計画の際に検討する。
			4	(16-6)	P5: 1918年から干拓が始まる一大規模干拓が始まる。	○
			5	(49-5)	P5: 4行目(補正): (明治36~39年)	○
			6	(49-6)	P5: 囲みタイトル(補正): 霞ヶ浦の過去の湖岸植生、砂浜の分布の特徴 1903~1906年(明治36~39年)	○
			7	(49-7)	P5: 図のキャプション(補正): 霞ヶ浦における過去の湖岸植生、砂浜の分布状況 1903~1906年(明治36~39年)	○
	第3節	P6(参-19)	1	(2-8)	P6①~③: 「下図に…見られる。」→「右図に…約114kmの湖岸が、前面に植生等が無い。」	×: 元の文章で問題ないと判断した。
			1	(2-9)	P7②~④: 下の囲みとダブリ、トル	○
			2	(5-11)	P7: この地区の堤防が築造された年代の情報を加えるべきだと思います。 ・「西浦湾奥部を代表する」とありますが、「代表する」とはどのような意味でしょうか？(典型的な?) ・「多様性に優れた」という記述には違和感があります。「様々な」という意味でしょうか。	△: 堤防の築造年代は別図に記載
			3	(16-5)	P7: 3行目 干拓等一築堤、干拓等、7行目 港湾の中岸→中岸港湾部	×: 文章修正により削除
		P7 (参-20)	4	(23-3)	P7 上から3行目: 干拓等によって変化した部分もあるが、概ね…に変更。[文章が続かない…し、あえて「加えた」と強調しなくても現状を表現すればよいのでは。]	×: 文章修正により削除
			5	(23-4)	P7 下から2行目: 現在は、干拓や築堤、砂利採取、水質悪化等により…「砂利採取」を入れる。[植生帯の後退や砂場の後退の大きな原因の一つである。]	×: 砂利採取は要因の一つであるが、通説とはいえないため、等に含むものとする。
			6	(49-8)	P7: 3行目(補正): 干拓等によって変化が加えられたが、～	×: 対象文別添修正
			7	(69-2)	P7 3行目: 「た部分もあるが、」を削除していますが、いかした方が良いと思います。そうしないと文章がつながりません。 「植生帯の後退」の「後退」という表現は適切でしょうか。直接変化による消失も多いと考えられますので、「植生帯の減少」でどうでしょうか？同じく、四角囲み内の「植生帯(ヨシ原)の後退」→「植生帯の減少」。	○
第1章	第3節	P8 (参-21)	1	(23-5)	P8 ○湖岸の景観の変化(下段)3行目 干拓や築堤、砂利採取、水質悪化等…前に同じ以上、修正・検討してはどうか。	×: 砂利採取は要因の一つであるが、通説とはいえないため、等に含むものとする。
			2	(33-2)	P8の写真(昭和31年霞ヶ浦町)とあるが、出島村では。(昭和30年霞ヶ浦町)とあるが、出島村では。	○
			3	(37-3)	P8は、目指すべき姿でしょうか？ここは、霞ヶ浦全般のことで、この対象地区の説明には不向きではないでしょうか？	×: 目指すべき姿ではないが、かつての湖岸の風景をここでは示した。
			4	(69-3)	P8 下から3行目: 上記同様、「植生帯(ヨシ原)の後退」→「植生帯の減少」。	○
		P9 (参-23)	1	(16-7)	P9: 現在状況図 ・築堤時期は霞ヶ浦開発事業による築堤(それ以前より堤防は存在した) ・沖宿揚水機場の位置が間違っている。	△: 開発事業による築堤時期を示しており、それ以前は不明。
			2	(37-2)	P9.12は、対象地区の現況ですが、説明を文章で書かないとわかりません。	○: 文章追加
		P10 (参-27)	1	(16-8)	P10: ・植生図中「弁天様の林」は、水神様と記してあったのを、準備会の折私の申し出により変更したもののだが「田村弁天の林」が適切と思う。 ・「旧堤防沿いの並木」中、蓮田の中にマコモとの文は間違っている。マコモの有る所は排水路です。検証不足です。	○
	第4節	P11(参-28)	1	(16-9)	P11: 植生図・中(1)下流側に一上流側にの間違い。7~9kmに間の写真付説明が無いのは何故か？	○: 写真追加
			1	(2-10)	P12: 湖底の地形断面図に、できれば、もとの湖底地形を、破線などで入れてください。	○: データ追加
			2	(14-1)	P12: 自然再生対象区域・各地区の特色の中の名称訂正 ・沖宿二号排水樋管→(正)沖宿第2排水樋管 ・沖宿五号揚排水樋管→沖宿第5号揚排水樋管 ・沖宿揚水機場→この場所に機場はありません。	○
			3	(16-10)	P12: 特色の図 ・沖宿揚水機場の位置(前述)マチガイ ・沖宿湖岸の特色の文中、既設の消波工とあるが、既設の表現は不必要。	○
			4	(37-2)	P9.12は、対象地区の現況ですが、説明を文章で書かないとわかりません。	○: 文章追加
			1	(2-11)	P13: ② 「第1節 自然再生目標」→「第1節 自然再生の全体目標」 ・② 「それぞれが懐く」→「抱く」or「いだく」 ・②5~②8「～協議を重ねた結果、『生物の多様性』、『人と湖のつながり』、『湖岸景観』の3つの観点から、以下のような自然再生の全体目標を設定し、当地区での自然再生の実現に取り組んでいくものとした。」(以下の、②8は次節へ)。	△: 本節では個別目標についても記述しており、全体目標とのタイトルは不適切。

表中「修正原案ページ」欄の()は、自然再生全体構想案の対応するページを示す。なお、「素」は素案、「参」は参考資料を示す。

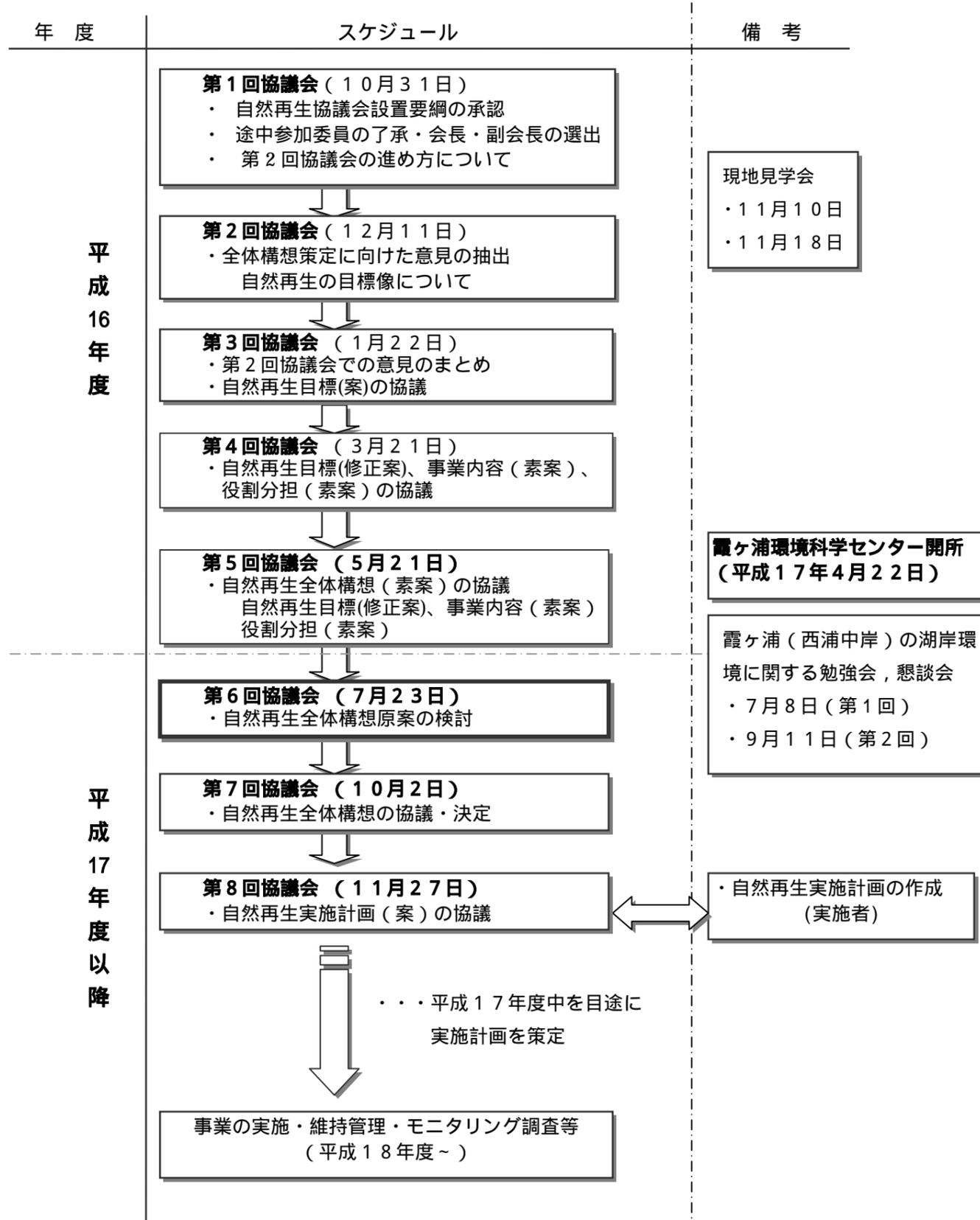
○…採用
△…一部採用
×…不採用

章	節	修正原案ページ	NO	回答原文意見NO	修正意見 ※()は集計用のナンバーで「アンケート回答原文」に対応	対応
第2章	第1節	P13 (素-2)	2	(5-12)	P13: 個別目標「人と湖のつながりの再生」説明の中にある「霞ヶ浦環境科学センター」とも連携した」という記述は、不必要だと思います。第3節(2)の中で、対象地域の特徴として述べれば十分だと思います。	×: 目標は協議会で決定してきたので変更無し。
			3	(32-1)	P13: 「第1節自然再生目標」については、第4回協議会で提案して、第5回協議会『資料2』の1頁左側へ記載された「(4)議事要旨 自然再生目標(修正案)」を遵守するよう望みます。今回のスペースの都合上ならば、第5回協議会の決定が実施不可能となった説明が欲しかったと思います。	○
			4	(32-2)	P13: 今回の(修正原案)について、例えばP13の4行目で「を」が重複するなど、文語不備と見られる箇所は、下記のように修正してください。 田村・沖宿……協議会委員が共有でき(する事が出来る)自然再生……を表現する。(したものとした)……各委員(からそれぞれ)が懐く自然再生……実現するために、(or)「個別目標」……。	△: 一部修正
			5	(32-3)	P13: 右上の配慮事項は、赤字修正でも良いと思います。	△: 湖岸の自然再生を通じてに修正
			1	(2-12)	P14 22~ 23: 「当地区での自然再生事業は、自然再生の全体目標の柱をなす3つの個別目標を達成するため、以下のような事業内容とし、具体的な施策については～」	△: 一部修正
	第2節	P14 (素-3)	2	(57-3)	P14: 「かつて霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、」とされているが、遺失した動植物が何かは何処にも記載されていない。資料として添付する必要があるのではないかと、また、具体的にその何パーセントを呼び戻すと、具体的な種を上げる必要はないか。目標が観念的過ぎるようなきらいがあると思います。	△: 詳細については、今後の実施計画の検討で行いたい。
			1	(5-14)	P15: 「③維持管理等」という見出しが、内容と合わないように思います。「③調査・活用・維持管理等」ではいかがでしょうか。	×: 元の文章で問題ないと判断した。
		P15 (素-12)	2	(39-1)	P15 フロー図: 自然再生事業実施計画⇒③施工 修正案→ 自然再生事業実施計画⇒事前モニタリング(水質・生物)⇒③施工理由③維持管理等での環境モニタリングは事前のモニタリング結果との比較において、評価しなければ、意味がなくなるおそれがあるため。特にワカサギ、シラウオの産卵状況の把握は非常に重要。 一年間にわたって、施工前に事前モニタリングを行う必然性があると考えられる。	×: モニタリングは実施計画時にある程度計画が見えてきた段階で実施を検討する。
			3	(49-9)	P15 8行目「順応的管理」に関して(フロー図に追加): 協議会で情報共有・順応的管理(「順応的管理」の語句説明を補足)。「順応的管理」は、自然再生事業のキーワードとなっているが、概念規定が不十分である。「順応的管理」とは、何か、この事業ではどのような方法が考えられるか、説明が必要。	○: ・文章修正 ・事業実施後、実施計画の中で見直しを行う。 ・順応的管理については、フロー図にて説明。
第3章	第1節	P16(素-4) P17 (素-5) P18(素-6) P19(素-7) P20(素-8)	1	(33-3)	P17 第3章 委員 ・第6条の(2) 自然再生地にかかる土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者 : 今回の自然再生地は、民地は含まれないので文章の訂正をお願いします。 ・第6条の(3)(4)(5)の委員は「自然再生事業に参加」はしなくても良いのか?	×: 設置要綱は第1回協議会で承認済
	第2節	P21(素-9)	1	(16-12)	(他・付記)参考資料としての委員名簿には、途中辞任した個人資格委員は記載不要と思う。(特に当会よりの個人資格委員名は削除して下さい)	×: 過去の経緯がわかるようにした。
			2	(63-1)	P21の名簿: 茨城県農林水産部農地局農村計画課→茨城県農村水産部農村計画課課長 ※「課長」が抜けています	○: 名簿修正
	第3節	P22 (素-10) P23(素-11)	1	(16-11)	P22: 役割分担 ・茨城県: 行政より多数の委員が参加している。役割はもっとあるのではないかと。 ・他の地元の諸計画とあるが、この2件は共に県の計画・主体的事業です。 ・分担の一つに環境管理を加えるべき(環境センター関連の清掃等)	×: ・茨城県の役割分担については、行政としての役割に応じた事項を分担する。 ・県の計画は当協議会から見れば「他の諸計画」にあたる。
			2	(49-10)	P22 茨城県(を、に) 事業区域内を利用すること、	×: 参加に統一
			3	(69-4)	P22 役割分担 各主体によって、「参画」、「分担」、「協力」を使い分けていますが、意図がわかりません。全て、「参画」に統一すると問題があるでしょうか?	○: 参加に統一

表中「修正原案ページ」欄の()は、自然再生全体構想案の対応するページを示す。なお、「素」は素案、「参」は参考資料を示す。

3. 今後の進め方

(1) 自然再生協議会全体スケジュール



(2) 第8回協議会の進め方(案)

自然再生実施計画の作成に向けて、当地区の基本情報、基本資料を事務局で整理したものを示し、これを元に意見交換を行う。

<参考> 自然再生事業実施計画について
 自然再生推進法 第九条

実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一、実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 二、自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 三、自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- 四、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

4. 参考資料

・第2回霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関する勉強会、懇談会の報告

1) 日時

平成 17 年 9 月 11 日（金）13：30～16：00

2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 1F 多目的ホール

3) 参加者（合計 47 名）

専門家 3 名、公募委員 9 名（団体 1 名、個人 8 名）、一般 20 名

関係行政機関 15 名（国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 8 名、水資源機構 4 名、その他 3 名）

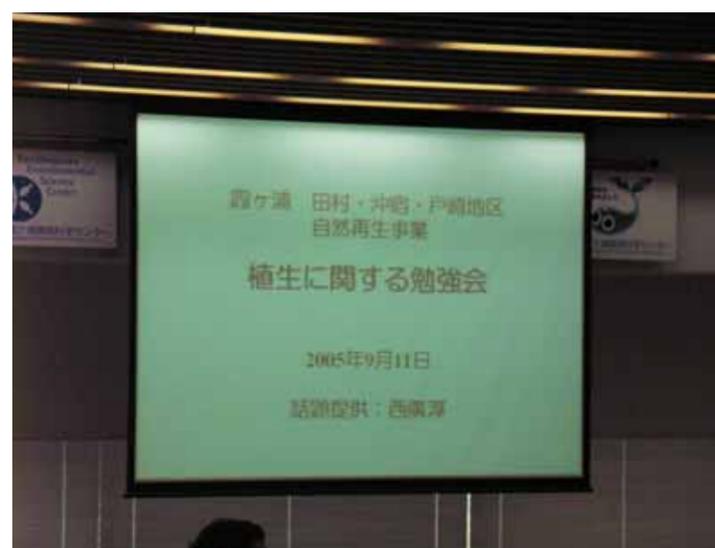
4) 議事

東京大学 西廣淳 助手

講演：『霞ヶ浦（西浦中岸）における湖岸植生の現況と変遷』

質疑応答

自然再生協議会に関する懇談会



全体構想アンケート回答全文(18件)

		回答原文 ()は集計用のナンバー(全体構想(修正原案)に対する意見集計表に対応)	
専 門 家	1	自然再生全体構想(修正原案)の全体に渡り、修正箇所を赤書きで記入	
	2	(2-1)「目次」の最上段:「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区の位置」は、トル。 (2-2)P1:中ほどの 以下の文章:「です、ます」「で、ある」体に。 (2-3)P3 8:「YP+2.00m」の説明が必要では? Ex.Y.P.+2.00m(= T.P.+1.16m)、or「平均湖水位」より1.00m以上の、or「管理水位YP+1.10m」など (2-4)P3 下の図:説明文にあわせて、CODの変化のみ(orを強調する) (2-5)P4 1:「自然再生の対象となる地区」「~とする地区」 (2-6)P5 5:「地形図」「旧版地形図」 (2-7)P5 囲みの中:「西浦では…左岸中央…」、「…右岸と左岸…」が、一般にはわかりにくいので、図中に「右岸」、「左岸」を入れるか「左岸(東岸の南側)」のように方位も入れて説明する。 (2-8)P6 1~3:「下図に…見られる。」「右図に…約114kmの湖岸が、前面に植生等が無い。」 (2-9)P7 2~ 4:下の囲みとダブリ、トル (2-10)P12:湖底の地形断面図に、できれば、もとの湖底地形を、破線などで入れてください。 (2-11)P13: ・ 2「第1節 自然再生目標」「第1節 自然再生の全体目標」 ・ 5「それぞれが懐く」「抱く」or「いただく」 ・ 5~ 8「~協議を重ねた結果、「生物の多様性」、「人と湖のつながり」、「湖岸景観」の3つの観点から、以下のような自然再生の全体目標を設定し、当地区での自然再生の実現に取り組んでいくものとした。」(以下の、8は次節へ)。 (2-12)P14 2~ 3:「当地区での自然再生事業は、自然再生の全体目標の柱をなす3つの個別目標を達成するため、以下のような事業内容とし、具体的な施策については~」	
	3		
	4		
	5	(5-1) iiページ:見え消しになっている「なお、…するものとする。」は残すべきだと思います。 (5-2) ページ:自然再生推進法の考え方に基づいていることを明確にするとともに、協議会メンバーで基本理念の共有化を図るためにも残すべきだと思います。 (5-3) 第1節(1ページから) ・ 当時業の必要性を伝えるためにも重要な節であり、内容をさらに充実させるべきだと思います。また、原案では問題点を明らかにするという視点が欠けているため、事業の必要性が示せていないと思います。動植物、地形、水質といったそれぞれの項目について、過去からの変遷、現状、変化の原因に対する分析、今後解決が望まれる課題を明確にすべきだと思います。また、「人と湖のつながり」「護岸景観」についても、変遷、現状、今後の課題を記述すべきだと思います。作成作業等にはご協力いたしますので、ぜひご検討ください。これらを踏まえ、見出しには「霞ヶ浦の概要」から「霞ヶ浦の変遷と現状」とすべきだと思います。 ・ 構成に関わることで、原案で第3節に入れられている内容のうち、霞ヶ浦全体の湖岸環境に関わる部分は第1節に含め、第3節は事業対象地区の説明を述べることに特化させたほうが良いと思います。 ・ 第1節では、霞ヶ浦の動物相、植物相、植生帯の規模・分布についても述べるべきです。原案で第3節(1)にある内容をこの節に移すとともに、河川水辺の国勢調査、開発事業モニタリング、その他の個別の研究の成果を加えて内容を充実させるべきだと思います。また植生帯の衰退原因については「霞ヶ浦の湖岸植生帯保全のための緊急対策」の検討委員会での整理(委員会資料にあります)が参考になるとと思いますので、これを引用・加筆して活用すると良いと思います。 (5-4)P2 (4)流域人口の推移については、最新のデータまで加えて示すべきです。またグラフを見る限り「増加傾向」というよりも「最近10年間は頭打ち」のように見えます。適切な記述に改める必要があると思います。 (5-5)P2 (5)流域の主な産業と土地利用について、「近年の傾向としては、…減少してきている。」という記述だけでなく、具体的な経年データを示すべきだと思います。 (5-6)P2 霞ヶ浦の漁業の変遷と現状についての記述をさらに加えるべきだと思います。 (5-7)P3 (7)流域の早魃(塩害)については、早魃(濁水?)の状況に関する説明と、塩害に関する説明を分け、さらに充実させるべきだと思います。 (5-8)P3 (8)水質の推移についてはCOD以外の水質指標についても変遷と現状を示すべきだと思います。その際には国土交通省のデータだけでなく、国立環境研究所などのモニタリングデータも活用すると良いと思います。 (5-9)地形の変化に関する記述を加えるべきではないでしょうか。平井先生が勉強会で提供して下さった内容を加えるべきだと思います。 (5-10)P5: ・ 霞ヶ浦全体の現状と課題(これらについては第1節で述べる)を踏まえ、この事業の位置づけ(霞ヶ浦全体・流域全体で取り組む必要がある大きな課題の中でこの事業の意味づけ)を述べる節を、第2節の冒頭に加えるべきだと思います。 ・ ヨシ原(陸域)とヨシ原(水域)とはどのような区別なのでしょう? ・ 「ヨシ原」としているのは「抽水植物帯」の方が適切ではないでしょうか? 根拠としているデータが良く分からないので判断できませんが、抽水植物帯・ヨシ原だけでなく、浮葉植物・沈水植物の変遷と現状についても述べるべきだと思います。 ・ 魚類相、漁獲、魚類以外の動物データなどについても、なるべく調べて記載したほうが良いと思います。 (5-11)P7: ・ この地区の堤防が築造された年代の情報を加えるべきだと思います。 ・ 「西浦湾奥部を代表する」とありますが、「代表する」とはどのような意味でしょうか?(典型的な?) ・ 「多様性に優れた」という記述には違和感があります。「様々な」という意味でしょうか。 (5-12)P13:個別目標「人と湖のつながりの再生」説明の中にある「霞ヶ浦環境科学センター」とも連携した」という記述は、不必要だと思います。第3節(2)の中で、対象地域の特徴として述べれば十分だと思います。 (5-13)P14:このページは前ページの繰り返しのように必要性がよくわかりません。 (5-14)P15:「維持管理等」という見出しが、内容と合わないように思います。「調査・活用・維持管理等」ではいかがでしょうか。	
	公 募 委 員 ・ 団 体	6	(6-1) ページ:削除2本線部分は、必ず残してください。この部分で新たに削除された部分が、今回の根本的な自然再生法での趣旨であります。見て試す方式の原点であります。 (6-2) ページ:この頁も残して下さい。趣旨の見直しは重要です。
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	
	13		

		回答原文 ()は集計用のナンバー(全体構想(修正原案)に対する意見集計表に対応)
公募委員・団体	No	
	14	(14-1)P12: 自然再生対象区域・各地区の特色の中の名称訂正 ・沖宿二号排水樋管 (正)沖宿第2排水樋管 ・沖宿五号揚排水樋管 沖宿第5号揚排水樋管 ・沖宿揚水機場 この場所に機場はありません。
	15	
	16	(16-1)iiページはじめに: 本エリアの自然環境再生は、当会より平成13年12月、当時の工事事務所あて「湖岸整備に関する要望書」を、各団体及び土浦市等と協議の上提出したのを始め、各種取り組みの成果であると認識している。今後の維持管理の上からも”地元住民の要望”である事を、文中に明記してもらいたい。又、環境科学センターのための事業化という論は、極めて遺憾であり、この点は協議会上も発言しているはず。 (16-2)P1: (1)概要 現況を表すには霞ヶ浦総合開発事業(常陸川水門を含めて)を明記すべき、治水・利水を考慮するためにも。 (16-3)P1: (2)歴史 近世の歴史は塩分減少の歩みという面あり、内海(湾)より汽水湖さらに淡水湖と変化している。淡水湖には常陸川水門閉鎖後、近年のことです。 (16-4)P3: 早魃と塩害は別です。 (16-5)P7: 3行目 干拓等 築堤、干拓等、7行目 港湾の中岸 中岸港湾部 (16-6)P5: 1918年から干拓が始まる 大規模干拓が始まる。 (16-7)P9: 現在状況図 ・築堤時期は霞ヶ浦開発事業による築堤(それ以前より堤防は存在した) ・沖宿揚水機場の位置が間違っている。 (16-8)P10: 植生図中「弁天様の林」は、水神様と記してあったのを、準備会の折私の申し出により変更したもののだが「田村弁天の林」が適切と思う。 ・「旧堤防沿いの並木」中、蓮田の中にマコモとの文は間違っている。マコモの有る所は排水路です、検証不足です。 (16-9)P11: 植生図・中(1)下流側に 上流側にの間違い。7~9kmに間の写真付説明が無いのは何故か? (16-10)P12: 特色の図 ・沖宿揚水機場の位置(前述)マチガイ ・沖宿湖岸の特色の文中、既設の消波工とあるが、既設の表現は不必要。 (16-11)P22: 役割分担 ・茨城県: 行政より多数の委員が参加している。役割はもっとあるのではないか。 ・他の地元の諸計画とあるが、この2件は共に県の計画・主体的事業です。 ・分担の一つに環境管理を加えるべき(環境センター関連の清掃等) (16-12)(他・付記)参考資料としての委員名簿には、途中辞任した個人資格委員は記載不要と思う。(特に当会よりの個人資格委員名は削除して下さい)
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
	22	
公募委員・個人	23	(23-1)P2 (5)流域の主な産業と土地利用の後段の漁業に関する記述: 現時点ではコイの養殖業はコイヘルペスのため絶滅しているのでは!!! (23-2)P3 (6)流域の洪水の前段、霞ヶ浦の洪水の原因の表現は古いのでは: この為に「常陸川逆水門」の建設や常陸利根川の改修が行なわれたのでは!!! (23-3)P7 上から3行目: 干拓等によって変化した部分もあるが、概ね……に変更。[文章が続かない……し、あえて”加えた”と強調しなくても現状を表現すればよいのでは。] (23-4)P7 下から2行目: 現在は、干拓や築堤、砂利採取、水質悪化等により……”砂利採取”を入れる。(植生帯の後退や砂場の後退の大きな原因の1つである。) (23-5)P8 湖岸の景観の変化(下段)3行目 干拓や築堤、砂利採取、水質悪化等……前に同じ以上、修正・検討してはどうか。
	24	
	25	
	26	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	32	(32-1)P13: 「第1節自然再生目標」については、第4回協議会で提案して、第5回協議会「資料2」の1頁左側へ記載された「(4)議事要旨 自然再生目標(修正案)」を遵守するよう望みます。今回のスペースの都合上ならば、第5回協議会の決定が実施不可能となった説明が欲しかったと思います。 (32-2)P13: 今回の(修正原案)について、例えばP13の4行目で「を」が重複するなど、文語不備と見られる箇所は、下記のように修正してください。 田村・沖宿……協議会委員が共有でき(する事が出来る)自然再生……を表現する。(したものとした)…… ……各委員(からそれぞれ)が懐く自然再生……実現するために、(or)「個別目標」……。 (32-3)P13: 右上の配慮事項は、赤字修正でも良いと思います。
	33	(33-1)「霞ヶ浦田村・沖宿、戸崎地区自然再生事業」とあり事業の意味を明確に大きく社会に貢献するような仕事と入れてはどうか? (33-2)P8の写真(昭和31年霞ヶ浦町)とあるが出島村では、(昭和30年霞ヶ浦町)とあるが出島村では (33-3)P17 第3章 委員 ・第6条の(2) 自然再生地にかかる土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者 : 今回の自然再生地は、民地は含まれないので文章の訂正をお願いします。 ・第6条の(3)(4)(5)の委員は「自然再生事業に参加」はしなくても良いのか?
	34	
	35	
	36	

No	回答原文 ()は集計用のナンバー(全体構想(修正原案)に対する意見集計表に対応)
37	<p>(37-1) 全体構想については、原案ではまだ枠組みがしっかりできていないようです。まず、枠組みをしっかり作ってから、個別の記述を充実させるのがよいと思います。案を以下に示します(このようにしないといけない、というものではなくて、)「全体構想」は大切ですので、原案を協議会で議論できるように、できたら十分に時間をかけて原案を作りたいものです。また、私自身は、で事務局が赤線で削除された文章は、どうして削除するのかわかりません。場合によっては、見直しをすることは必要で重要なことではないでしょうか。(新・生物多様性国家戦略でさえ、5年後には見直すことになっています。)</p> <p>事務局は、全体構想ができないと、施工に入れない。そのために、全体構想を急いで作らないと、と考えておられるのかもしれませんが、おおむね、協議会で目標像についてのコンセンサスが得られておれば、それに背かないような形で施工計画を平行して作っていくことは可能なのではないのでしょうか？かえて、時間がなかったために、不十分な硬直化した(変更や見直しができないようになります)全体構想をつくってしまい、今後、それにしばられていくとよくないと思います。霞ヶ浦の自然再生は、今後数十年くらいの時間単位で取り組んでいかなければいけない課題です。私自身は、ここで急いでも、仕方がないと思っていますが、行政側で急ぐ理由などがあるのですから、協議会で説明していただければ納得しやすいと思います。また、全体構想は1年くらいの年月をかけて、文章にしていくことでも、私はいいと考えています。なぜなら、この文章は後の世代に残るものであるし、霞ヶ浦の自然再生は、何よりも、将来世代のために行われるものだと思うからです。ここで、霞ヶ浦の環境を協議会として総括して、皆さんで現状や課題を学習し、問題点を共有しておくことは(これまでのように、行政任せではなく)霞ヶ浦にとって、とてもよいことに思えます。こういうことができる場を提供した、という点で国土交通省霞ヶ浦工事事務所は評価されるべきだと思います。(協議会では、その発言からメンバーのアタリがきつくて、心が痛みます。自然再生は人間関係の再生でもあるので、そのうちよくなるのではないかと考えています。)</p> <p>1章:自然再生の取り組みに至る経緯と背景 霞ヶ浦の概要-p.1-3に書かれていることなど。 霞ヶ浦の自然環境についての課題-p.5-7に書かれていることなどは、必ずしも田村・沖宿・戸崎地区だけのことではないように思います。植生群落面積の減少の記述は、ここに移してはどうでしょうか？ また、霞ヶ浦の自然環境についての課題については、ここに書かれているだけでは、不十分で、流域の土地利用の変遷、汚濁削減がうまくいっていないことや、下流の水需要のために水位を保たなければいけない状況、開発事業で行ってきたことなど、漁業のやり方などが変わってきたこと、コイヘルペスがおこったこと、白濁化の問題なども、書き込まないといけないのではないのでしょうか。 霞ヶ浦とその周辺地域の環境保全の取り組み - これまで、国土交通省で取り組んできたことなどもかかれてはどうですか？たとえば、緊急避難による湖岸の植生の再生などは、霞ヶ浦の歴史に残る事業だと思います。また、いくつかのNPO法人の活動(霞ヶ浦の自然環境保全にかかわる)なども、書いておくといいと思います。</p> <p>2章:自然再生の対象となる基本的な考え方で書かれていることなどがここに入ります。</p> <p>3章:自然再生の対象となる区域 基本的な考え方 対象範囲 p.4</p> <p>4章:自然再生の目標 目指す姿:自然再生全体目標で書かれているはじめ3行は、目標ではないのでここに書けばいいと思います。 目標:目標というからには、達成可能で具体的なものが書かれるべきだと思います。p.14は意味のないページですね?いらぬのではないのでしょうか？</p> <p>5章:目標達成のための施策と評価の方法 個別目標ごとに、それを達成するための施策と評価の方法を述べる。たとえば、「多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する。」という目標を達成するためには、悪影響が懸念される外来生物の個体数を減らす、植生群落(ヨシ?)の現状面積が維持されるようにする、湖岸近くの未利用地を霞ヶ浦との連続性を確保した湿地に復元する、絶滅危惧種の生育・生息を助けるような環境、など、より具体的な記述が必要でしょう。</p> <p>6章:役割分担 別資料にて要綱・細則、構成員、文献などを記す。</p> <p>(37-2)P9.12は、対象地区の現況ですが、説明を文章で書かないとわかりません。 (37-3)P.8は、目指すべき姿でしょうか？ここは、霞ヶ浦全般のことで、この対象地区の説明には不向きではないのでしょうか？</p>
38	
39	<p>(39-1)P15 フロー図:自然再生事業実施計画 施工 修正案 自然再生事業実施計画 事前モニタリング(水質・生物) 施工 理由 維持管理等での環境モニタリングは事前のモニタリング結果との比較において、評価しなければ、意味がなくなるおそれがあるため。特にワカサギ、シラウオの産卵状況の把握は非常に重要。一年間にわたって、施工前に事前モニタリングを行う必然性があると考えられる。</p>
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	<p>(49-1)はじめに. 5行目 (個別目標のバランスを反映させるために追加):多様な自然環境を再生すると共に、人と湖のつながりの再生をはかり、茨城県の霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等として活用～ (49-2)はじめに. 下から2行目(語句補正):当協議会との十分な協議の結果に基づいて～ (49-3)P2 下から6行目(漁業について修正検討):コイ養殖業については、KHVによる事業の中断、廃業などがあるので、業業の現状を的確に表現する必要がある。 (49-4)P3 下から2行目(最新のデータ記載):平成16年には7.9mg/l (49-5)P5. 4行目(補正):(明治36～39年) (49-6)P5. 囲みタイトル(補正):霞ヶ浦の過去の湖岸植生、砂浜の分布の特徴 1903～1906年(明治36～39年) (49-7)P5. 図のキャプション(補正):霞ヶ浦における過去の湖岸植生、砂浜の分布状況 1903～1906年(明治36～39年) (49-8)P7. 3行目(補正):干拓等によって変化が加えられたが、～ (49-9)P15 8行目「順応的管理」に関して(フロー図に追加):協議会で情報共有・順応的管理(「順応的管理」の語句説明を補足):「順応的管理」は、自然再生事業のキーワードとなっているが、概念規定が不十分である。「順応的管理」とは、何か、この事業ではどのような方法が考えられるか、説明が必要。 (49-10)P22 茨城県(。を、に):事業区域内を利用すること、</p>
50	
51	

公募委員・個人

		No	回答原文 ()は集計用のナンバー(全体構想(修正原案)に対する意見集計表に対応)
地方公共団体		52	
		53	
		54	
		55	
		56	
		57	(57-1)iiページ:「第八条の規定により」 「第八条の規定により」横書きの場合、条項は算用数字を使うと思います。 (57-2)P2:「コイも養殖業などが霞ヶ浦を代表する産業となっている」という表現は、コイヘルペスでコイの養殖業が壊滅的な状況で、語弊があるのではないのでしょうか? (57-3)P14:「かつて霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、」とされているが、遺失した動植物が何かは何処にも記載されていない。資料として添付する必要があるのではないかと、具体的にその何パーセントを呼び戻すとか、具体的な種を上げる必要はないか。目標が観念的過ぎるような気がします。
		58	
		59	
		60	
		61	(61-1)P2:(5)主な産業と土地利用「さらに 代表する産業となっている。」を、「さらに全国湖沼で第5位の漁獲量の水産業などが霞ヶ浦を代表する産業となっている。」に修正してはどうか。 (61-2)P2の円グラフ中の総漁獲量2,063tはH13のデータであるので、1,422tに訂正してください。比率などはOKです。
		62	(62-1)P3:(7)最後に以下の文を追加してはどうか。 「その後、昭和38年に(利根川からの塩水遡上と洪水を防止するために)常陸川水門が建設されて以来、塩害は発生していない。」 理由: S30年ころの話は、50年も前のことなので、その後の対策でどうなったかを示した方が良い。それでない、今も塩害が発生しているように受け取られる。 (62-2)P3:(8)・・・その後植物プランクトンの種の変化等の要因により悪化し、・・・の部分、 「その後は改善傾向になく、」というような文に直すか、 植物プランクトンの種の変化の要因を具体的に書いてはどうか。 理由 水質の悪化が植物プランクトンのせいのように受けとられる。植物プランクトンの増殖はあくまでも結果であって、原因ではないので。 理由 植物プランクトンの種が変化するとなぜCODが悪化するのか、不明である。とても悪い植物プランクトンが発生しているように受け取られる。「ミクロキスティス オシラトリア・フォルミディウムに変化し、周年増殖する種主体になったためCODも周年低下せず、年平均値が大きくなった。」ということでしょうか。それにしても「悪化」という表現は強すぎるのではないのでしょうか。
		63	(63-1)P21の名簿:茨城県農林水産部農地局農村計画課 茨城県農村水産部農村計画課課長 「課長」が抜けています
		64	
		65	(65-1)P1:流域の概要 8・9行目 霞ヶ浦は・・・深いところで水深7m・・・ 西浦7m、北浦10m。理科年表等、公表されている資料で確認して下さい。 (65-2)P3:塩害 特にS33年の被害は・・・、魚類の死滅・・・ 「死滅」という単語はきつい。「魚類への影響」、とか「淡水魚の浮上」とか文言の見直し。
	66		
	67		
関係行政機関		68	
		69	(69-1)P3:(6)の前半と(7)は過去の状況です。現状もそうであるかのような誤解を与える可能性があります。そこで、北利根川の改修と常陸川水門の建設を記述し、状況の変遷と現状について示してはどうでしょうか? (69-2)P7 3行目:「た部分もあるが、」を削除していますが、いかした方が良いと思います。そうしないと文章がつながりません。 「植生帯の後退」の「後退」という表現は適切でしょうか。直接改変による消失も多いと考えられますので、「植生帯の減少」でどうでしょうか?同じく、四角囲み内の「植生帯(ヨシ原)の後退」「植生帯の減少」。 (69-3)P8 下から3行目:上記同様、「植生帯(ヨシ原)の後退」「植生帯の減少」。 (69-4)P22:役割分担 各主体によって、「参画」、「分担」、「協力」を使い分けていますが、意図がわかりません。全て、「参画」に統一すると問題があるでしょうか?